

キッコーマン健康保険組合  
加入者 各位

キッコーマン健康保険組合  
理事長 松崎 毅

## 公 告

平成30年7月3日開催のキッコーマン健康保険組合会にて決議されました「キッコーマン健康保険組合規約の一部変更」について、厚生労働省の認可が得られましたので、公告いたします。改定内容は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 改定内容

##### 第52条(公告の方法)

新	旧
この組合において公告しなければならない事項は、 <u>事業所のイントラネットやキッコーマン健康保険組合ホームページまたは掲示板を用いて周知を行なう。</u>	この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示する。

#### 2. 改定日

平成30年8月1日

#### 3. 改定理由

現在、公告の方法は「掲示板に掲示する」としているが、情報伝達手段がイントラネットやホームページに変化し、掲示板の役割効果が低下している事業所が増えている。

このような状況の変化を鑑み、現状に即した方法に規約を改定する。

以 上